



同意なき出向命令は無効だ!

淵上さんを運輸所に戻せ!

淵上さん運輸所復帰裁判口頭弁論

12月15日東京地裁において、淵上さん運輸所復帰裁判第八回口頭弁論が開催され、多くの組合員・OBが傍聴で参加しました。

原告が最終準備書面を提出して裁判は結審となり、3月8日に判決が出されることになりました。

弁論終了後の集会では、本部斉藤副委員長から14日の臨時大会でJS労と連帯し東海労連を結成することが確認されたと報告がされました。

仲田弁護士より、最終準備書面で、先日の証人尋問での会社側証人のあきれた証言の問題を徹底的に明らかにしたと報告がされました。

また、渡辺弁護士からこの裁判で何を問題にしてきたのかをふりかえって①同意のない出向命令は違法。民法でも明記されている。会社が本人の意向を無視して出向を強行するのは人身売買に等しい。②企業の権限を肯定するような判決が出されている風潮を打ち破ることをめざすと発言がありました。

OB会伊藤副会長から、仮処分からの闘いの積み重ねで出向の解除を実現した。運輸所復帰を勝ち取るためにOB会も共に闘うと連帯の挨拶を受けました。

最後に原告の淵上さんより、いかなる判決が出ようとも闘いを続ける。職場でも他労組組合員に会社のやり方はおかしいと訴えていると決意が表明されました。



判決は3月8日11時30分